

議案第29号

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例及び芽室町上美生保育所設置条例中一部改正の件

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例及び芽室町上美生保育所設置条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例及び芽室町上美生保育所設置条例の一部を改正する条例

(芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部改正)

第1条 芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び附則第5条の4の2第6項」を削る。

(芽室町上美生保育所設置条例の一部改正)

第2条 芽室町上美生保育所設置条例（平成30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1ただし書中「及び第5条の4の2第6項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地方税法の一部改正に伴い、関係条例を改正しようとするものであります。

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例及び芽室町上美生保育所設置

条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>別表（第4条関係）</p> <p>4 この表における「所得割の額」（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。</p>	<p>別表（第4条関係）</p> <p>4 この表における「所得割の額」（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。</p>

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例及び芽室町上美生保育所設置

条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>3 この表における「所得割額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（以下「所得割額」という。）をいう。ただし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>3 この表における「所得割額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（以下「所得割額」という。）をいう。ただし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項<b>及び第5条の4の2第6項</b>の規定は適用しないものとする。</p>

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例及び芽室町上美生保育所設置

条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	